

第1章 序論

第1節 総合振興計画策定の趣旨と計画の役割

伊佐市は、平成20年11月に旧大口市と旧菱刈町が、合併により強固な行財政基盤を築き、効率的で効果的な行財政運営を行うことにより、社会の変化に対応した質の高い市民サービスを提供できる魅力あるまちを形成することを目的とし、新たなまちとしてスタートしました。合併後2年が経過し、その間政権交代等により社会情勢も大きく変化しました。

わが国の人口は、平成17年(2005年)に初めて出生者数が死亡者数を下回り、減少傾向に転じました。合計特殊出生率は、昭和46年(1971年)に2.16であったものが、平成20年(2008年)には1.37にまで低下しています。これに対して、高齢化率は上昇傾向が続き、平成25年(2013年)には、概ね4人に1人が65歳以上という超高齢社会の到来が予想されています。

人口減少や少子高齢化の進行の中で、国、地方ともに極めて厳しい財政状況にあり、新たな市民ニーズへの対応や、社会の活力をどのように維持・継続していくかなど難しい状況となっています。

また、政府においては、補助金等の一括交付金化など、地域主権^{*}に向けた動きが始まっています。地方自治体は、自らの判断と責任で市民生活に密着したサービスの提供や地域の特色を活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが求められています。

このような社会情勢を背景に、本市においても、行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じた創意工夫を行い、市民参画のもと、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定、実施するために、中長期的な視野に立ち、計画的かつ安定的な行政経営[†]を確立する必要があります。

これらの状況を踏まえ、合併市町村基本計画である「新市まちづくり計画」を基本とし、長期的な視野に立ち、合併後の環境変化を反映しつつ、施策の方針や目標を明らかにして、本市のまちづくりを計画的かつ安定的に進めていくために「第1次伊佐市総合振興計画」を策定します。

本計画は、「新市まちづくり計画」で掲げた伊佐市のめざす将来のまちの姿（目標将来像）の実現に向け、今後のまちづくりを、市民との協働によるパートナーシップ[‡]のもと、共通の方向性・目標に向かい、一体となって進めるための指針となるものです。

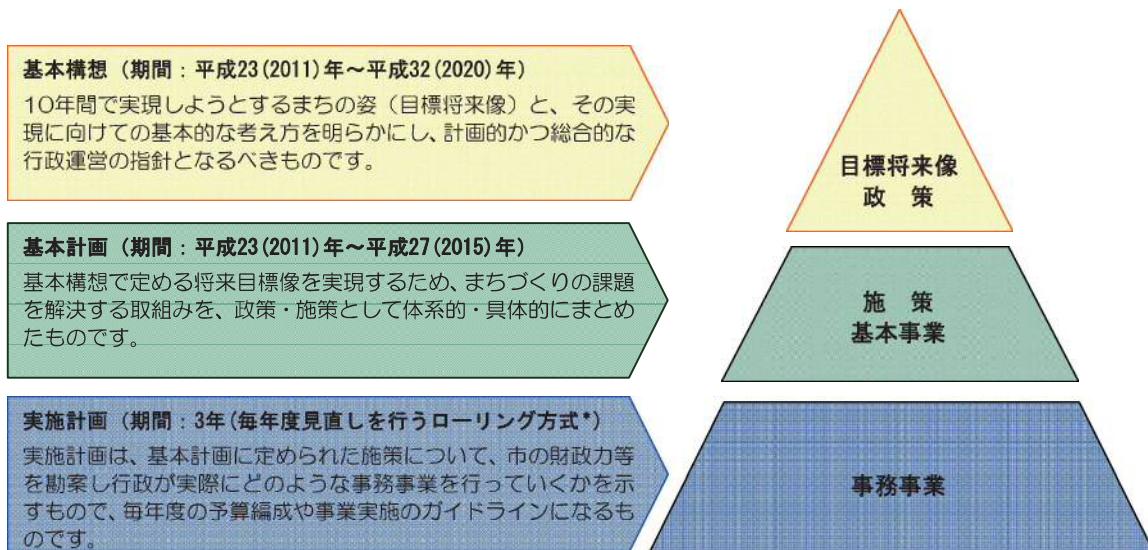
* 地域主権：国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話できる新たなパートナーシップの關係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことをいいます。

† 行政経営：行政経営とは、今までの行政運営を「管理」から「経営」に転換し、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、市民の満足度が向上するよう市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくことといいます。

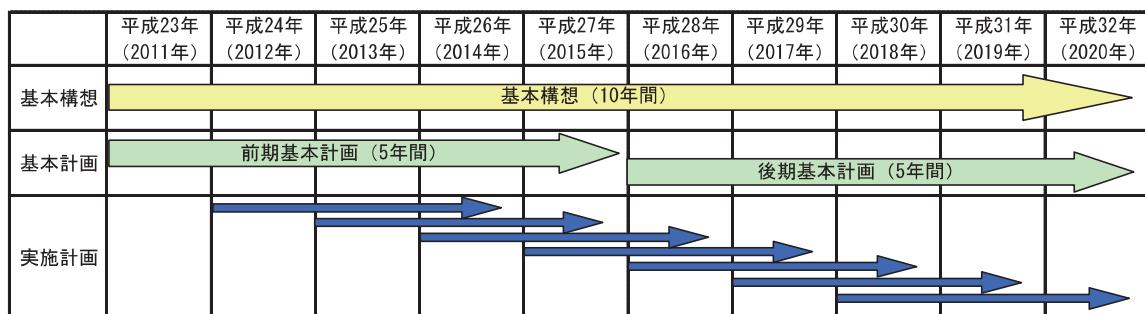
‡ パートナーシップ：友好的な協力・連携

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。



* ローリング方式：計画の実施過程で計画と実績の間に食い違いが生じていないかをチェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画を再編して目標の達成を図る方式のこと



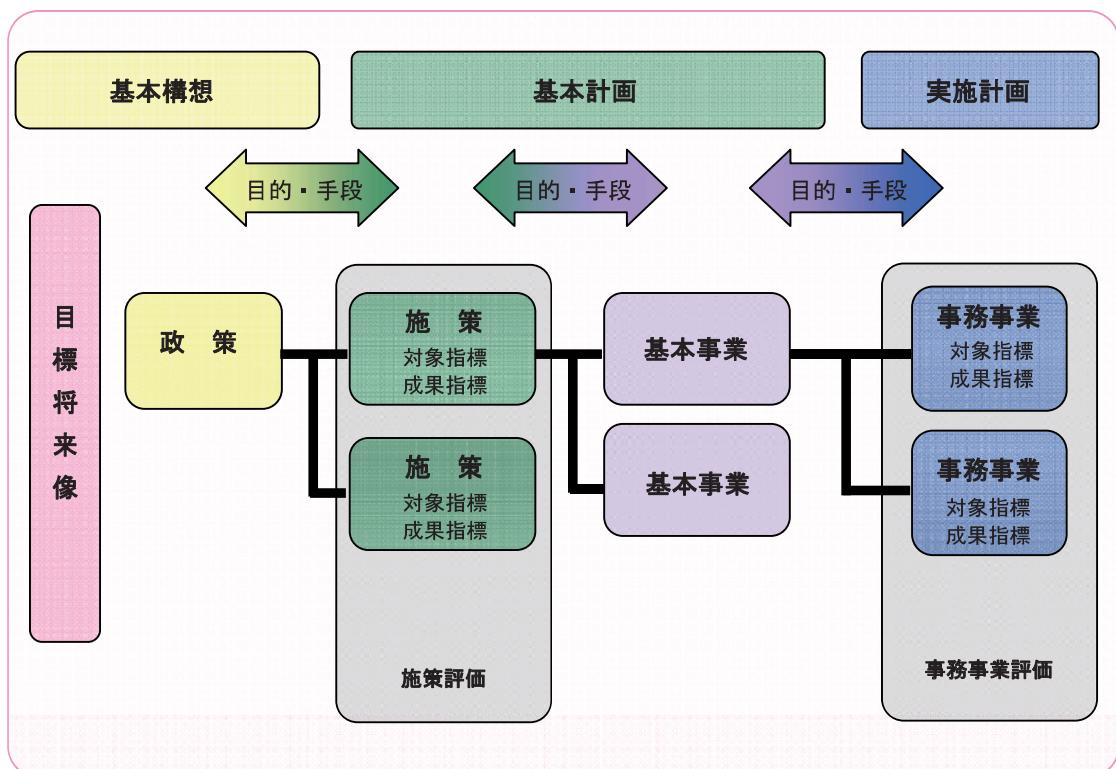
第3節 計画の進行管理と行政評価

計画の進行管理に当たっては、計画的かつ安定的な行政経営を実施していくための仕組みとして「行政評価システム*」を活用します。

行政評価では、「施策」「事務事業」の施策体系の各段階において、「対象（人やモノ等）」が「意図（どういう状態になるのが望ましいのか）」という視点で目的を設定します。目的を明確にすることにより、課題解決の方向を定めるとともに、客観的に測定可能な成果指標とその目標値を設定することにより、どれだけ事業を行ったかではなく、事業の実施によりどれだけ成果が上がったかについて評価を行います。そして、このような評価を毎年度実施し、市民に公表することで行政の透明性の確保と市民起点に立った行政運営を実現します。

また、総合計画の施策体系に沿って評価を行うことにより、「企画・実施・評価」のサイクルを確立し、着実に計画を推進します。

伊佐市の総合振興計画と行政評価システムの連動



* 行政評価システム：行政経営に民間経営の基本である「企画→実施→評価→改善」のマネジメントサイクルを取り入れたもので、行政が行う施策、事務事業を評価し、その結果を改革改善に活用したり、予算編成に活用せる仕組みです。